

五戸町長殿				現住所		世帯番号			
				1月1日現在の住所		宛名番号			
提出年月日				フリガナ		指定番号			
年	月	日	氏名		個人番号		申告区分		
			生年月日		世帯主の氏名		電話番号		
						続柄		業種又は職業	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
⑬ 社会保険料控除			
合計			
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑰～⑲	⑰ □ 寡婦控除	⑱ □ ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)
⑳ 障害者控除	本人障害の程度		
㉑～㉒	配偶者特別控除・配偶者同一生計控除・配偶者		
㉓ 扶養控除	扶養親族		
㉔ 扶養親族	扶養親族		
㉕ 扶養親族	扶養親族		
㉖ 扶養親族	扶養親族		
㉗ 扶養親族	扶養親族		
㉘ 扶養親族	扶養親族		
㉙ 扶養親族	扶養親族		
㉚ 扶養親族	扶養親族		
㉛ 扶養親族	扶養親族		
㉜ 扶養親族	扶養親族		
㉝ 扶養親族	扶養親族		
㉞ 扶養親族	扶養親族		
㉟ 扶養親族	扶養親族		
㊱ 扶養親族	扶養親族		
㊲ 扶養親族	扶養親族		
㊳ 扶養親族	扶養親族		
㊴ 扶養親族	扶養親族		
㊵ 扶養親族	扶養親族		
㊶ 扶養親族	扶養親族		
㊷ 扶養親族	扶養親族		
㊸ 扶養親族	扶養親族		
㊹ 扶養親族	扶養親族		
㊺ 扶養親族	扶養親族		
㊻ 扶養親族	扶養親族		
㊼ 扶養親族	扶養親族		
㊽ 扶養親族	扶養親族		
㊾ 扶養親族	扶養親族		
㊿ 扶養親族	扶養親族		

事業	業	等	ア
1	業	業	イ
2	業	業	ウ
3	業	業	エ
4	業	業	オ
5	業	業	カ
6	業	業	キ
7	業	業	ク
8	業	業	ケ
9	業	業	コ
10	業	業	サ
11	業	業	シ
12	業	業	①
13	業	業	②
14	業	業	③
15	業	業	④
16	業	業	⑤
17	業	業	⑥
18	業	業	⑦
19	業	業	⑧
20	業	業	⑨
21	業	業	⑩
22	業	業	⑪
23	業	業	⑫
24	業	業	⑬
25	業	業	⑭
26	業	業	⑮
27	業	業	⑯
28	業	業	⑰
29	業	業	⑱
30	業	業	⑲
31	業	業	⑳
32	業	業	㉑
33	業	業	㉒
34	業	業	㉓
35	業	業	㉔
36	業	業	㉕
37	業	業	㉖
38	業	業	㉗
39	業	業	㉘
40	業	業	㉙
41	業	業	㉚
42	業	業	㉛
43	業	業	㉜
44	業	業	㉝
45	業	業	㉞
46	業	業	㉟
47	業	業	㊱
48	業	業	㊲
49	業	業	㊳
50	業	業	㊴
51	業	業	㊵
52	業	業	㊶
53	業	業	㊷
54	業	業	㊸
55	業	業	㊹
56	業	業	㊺
57	業	業	㊻
58	業	業	㊼
59	業	業	㊽
60	業	業	㊾
61	業	業	㊿

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
 5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

○所得の内訳（源泉徴収税額）（ 8 配当所得に関する事項
9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項 ）を除く

7 事業・不動産所得に関する事項

8 配当所得に関する事項

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

13 事業税に関する事項

非課税所得 など	番号	所得金額
損益通算の特例 適用前 不動産所得		
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の 開廃業	開始・廃止	
☐ 他都道府県の事務所等		

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

15 寄附金に関する事項

所得税に関する事項

16 所得金額調整控除に関する事項

[illegible]